令和3年12月14日招集

第7回若桜町議会定例会会議録 (令和3年12月17日)

若桜町議会事務局

令和3年第7回若桜町議会定例会(第3号)

| 招集年月日 | 令和3年12月17日 | | | | | | | | |
|--|---------------------|----|-------|-----|---------|----|-------|------------|--------|
| 招集の場所 | 若桜町役場(若桜町議会議場) | | | | | | | | |
| 開会 | 午前10時30分 | | | | | | | | |
| | 1番 | 梶 | 原 | 明 | 6番 | 前 | 住 | 孝行 | 亍 |
| 応 招 議 員 | 2番 | 青 | 木 - | - 憲 | 7番 | 中 | 尾 | 理明 | 月 |
| | 3番 | 山 | 根 政 | 文 彦 | 8番 | 山 | 本 | 晴隆 | 文 |
| | 4番 | Щ | 本 多 | 产 雄 | 9番 | Л | 上 | 7. | f |
| | 5番 | 小 | 林 | 誠 | | | | | |
| 不応招議員 | | | | | | | | | |
| 出席議員 | 1番 | 梶 | 原 | 明 | 6番 | 前 | 住 | 孝行 | 亅 |
| | 2番 | 青 | 木 - | - 憲 | 7番 | 中 | 尾 | 理明 | 月 |
| | 3番 | Щ | 根政 | 文 彦 | 8番 | 山 | 本 | 晴隆 | 文 主 |
| | 4番 | Щ | 本 岁 | 产 雄 | 9番 | Л | 上 | 5 | 守 |
| | 5番 | 小 | 林 | 誠 | | | | | |
| 欠席議員 | | | | | | | | | |
| 地 方 自 治 法 第 1 2 1 条の規定に より、説明のため 会議に出席した者 | 町 | 長 | 矢部 | 康樹 | 教育 | 長 | 新月 | 哲{ | 也 |
| | 副町 | 長 | 盛田 | 聖一 | 教育委員会社 | 次長 | 谷[| コ 国族 | 彦 |
| | 総務課 | 長 | 藤原 | 祐二 | 地域整備部 | 果長 | 竹 | 本 英 | _ 樹 |
| | 町民福祉課長 | | 上川 恭子 | | 農山村整備課長 | | 中島 毅彦 | | |
| | にぎわい 倉 課長 | 刊出 | 川戸 | 康之 | ふるさと創生 | 課長 | 谷石 | 太 剛 | J |
| | 会計管理者 | | 小林 | 貴之 | 税務課 | 長 | 前目 | 日 弥生 | 生 |

会議の顛末 本会議(12月17日)

議長 (川上守)

ただいまの出席議員数は9人です。

定足数に達していますので、これより本日 の会議を開きます。

議事日程の報告

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1

議案第71号 令和3年度若桜町一般会計 補正予算(第4号)を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第71号 令和3年度若桜町一般会計 補正予算(第4号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議 ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第71号は原案のとおり 可決されました。

日程第2

議案第72号 令和3年度若桜町国民健康 保険事業特別会計補正予算(第3号)を議題 とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第72号 令和3年度若桜町国民健康 保険事業特別会計補正予算(第3号)を採決 します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議 ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第72号は原案のとおり 可決されました。

日程第3

議案第73号 令和3年度若桜町介護保険 事業特別会計補正予算(第3号)を議題とし ます。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第73号 令和3年度若桜町介護保険 事業特別会計補正予算(第3号)を採決しま す。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議 ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第73号は原案のとおり 可決されました。

日程第4

議案第74号 令和3年度若桜町簡易水道 事業特別会計補正予算(第2号)を議題とし ます。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第74号 令和3年度若桜町簡易水道 事業特別会計補正予算(第2号)を採決しま す。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議 ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第74号は原案のとおり 可決されました。

日程第5

議案第75号 若桜町企業版ふるさと納税 地域創生基金条例の制定について、を議題と します。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第75号 若桜町企業版ふるさと納税 地域創生基金条例の制定について、を採決し ます。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第75号は原案のとおり 可決されました。

日程第6

議案第76号 若桜町伝統的建造物群保存 地区における若桜町税条例の特例を定める条 例の制定について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第76号 若桜町伝統的建造物群保存 地区における若桜町税条例の特例を定める条 例の制定について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議 ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第76号は原案のとおり 可決されました。

日程第7

議案第77号 若桜町若桜伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例の制定について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(計論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第77号 若桜町若桜伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例の制定について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議 ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第77号は原案のとおり 可決されました。

日程第8

議案第78号 若桜町職員の給与に関する 条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第78号 若桜町職員の給与に関する 条例の一部改正について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第78号は原案のとおり 可決されました。

日程第9

議案第79号 過疎地域における固定資産

税の課税免除に関する条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第79号 過疎地域における固定資産 税の課税免除に関する条例の一部改正につい て、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議 ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第79号は原案のとおり 可決されました。

日程第10

議案第80号 若桜町国民健康保険条例の 一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第80号 若桜町国民健康保険条例の 一部改正について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第80号は原案のとおり 可決されました。

日程第11

議案第81号 若桜町過疎地域持続的発展 計画の策定について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第81号 若桜町過疎地域持続的発展 計画の策定について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議 ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第81号は愿案のとおり 可決されました。

暫時休憩します。

午前10時38分 休憩 (追加日程配布)

午前10時39分 再 開

議長 (川上守)

休憩前に引き続き、会議を再開します。 お諮りします。

ただいま、町長から議案第82号、議案第 83号が提出されました。

日程第2として議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第82号、議案第83号 を日程に追加し、追加日程第1、追加日程第 2として議題とすることに決定しました。

追加日程第1

議案第82号 若桜町教育委員会の委員の 任命について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

町長 (矢部康樹)

それでは、ただいま議題となりました議案 につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第82号 若桜町教育委員会の委員の 任命について、でございますが、次の者を若 桜町教育委員会の委員に任命したいと思いま すので、地方教育行政の組織及び運営に関す る法律第4条第2項の規定により、本議会の 同意をお願いするものでございます。

記、住所、八頭郡若桜町大字浅井〇〇番地、 若葉団地○○号。氏名、森岡則明。

昭和○○年○月○日生まれ。

以上でございます。ご審議のほどよろしく お願いいたします。

議長 (川上守)

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

追加日程第2

議案第83号 若桜町教育委員会の委員の 任命について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

町長 (矢部康樹)

それでは、ただいま議題となりました議案 これを日程に追加し、追加日程第1、追加 につきまして、提案理由をご説明いたします。 議案第83号 若桜町教育委員会の委員の 任命について、でございますが、次の者を若 桜町教育委員会の委員に任命したいと思いますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、本議会の同意をお願いするものでございます。

記、住所、八頭郡若桜町大字中原〇〇番地。 氏名、永原直子。昭和〇〇年〇月〇日生まれ。 以上でございます。ご審議のほどよろしく お願いいたします。

議長 (川上守)

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

暫時休憩します。

午前10時42分休憩(全員協議室において詳細説明)午前10時48分再開

議長 (川上守)

休憩前に引き続き、会議を再開します。 議案第82号 若桜町教育委員会の委員の 任命について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第82号 若桜町教育委員会の委員の 任命について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異 議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第82号は原案のとおり 同意されました。

議案第83号 若桜町教育委員会の委員の 任命について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第83号 若桜町教育委員会の委員の 任命について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異 議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第83号は原案のとおり 同意されました。

日程第12

陳情第10号移動通信鉄塔管理道路の維持・管理に関する陳情書、陳情第11号鳥取県内に放射線廃棄物の最終処分場を建設させない議会決議のための陳情書、陳情第12号放射性廃棄物を生む原子力発電の停止を求める意見書提出に関する陳情書、を一括して議題とします。

審査結果について、委員長に報告を求めます。総務産業教育民生常任委員会委員長、山 根政彦議員。

総務産業教育民生常任委員長(山根政彦)

若桜町議会報告第16号 総務産業教育民 生常任委員会審查報告

1、付託案件の名称、陳情第10号 移動通

信鉄塔管理道路の維持・管理に関する陳情書。

- 2、審査の経過、令和3年12月14日の 本会議において、当委員会に付託された上記 案件を審査するため、12月15日に委員会 を開催し、慎重に審査を行ったので、主なる 意見と結果を次のとおり報告します。
- 3、主なる意見、作業道の管理主体は町ではないため、路面の舗装等はできないが、町道への土砂流出があった場合には、町が適切な対応をすることを確認した。
- 4、審査の結果、当委員会に付託された陳 情第10号は、不採択とすべきものと決定し ました。

若桜町議会報告第17号 総務産業教育民 生常任委員会審査報告

- 1、付託案件の名称、陳情第11号 鳥取県 内に放射性廃棄物の最終処分場を建設させな い議会決議のための陳情書。
- 2、審査の経過、令和3年12月14日の本会議において、当委員会に付託された上記案件を審査するため、12月15日に委員会を開催し、慎重に審査を行ったので、結果を次のとおり報告します。
- 3、審査の結果、当委員会に付託された陳 情第11号は、不採択とすべきものと決定し ました。

若桜町議会報告第18号 総務産業教育民 生常任委員会審査報告

- 1、付託案件の名称、陳情第12号 放射性 廃棄物を生む原子力発電の停止を求める意見 書提出に関する陳情書、
- 2、審査の経過は、先ほど若桜町議会報告 第17号と同じになりますので割愛させてい ただきます。
- 3、審査の結果、当委員会に付託された陳 情第12号は、不採択とすべきものと決定し ました。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 (川上守)

ただいま委員長から報告がありましたが、 これについて質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論は区分して行います。

陳情第10号 移動通信鉄塔管理道路の維持・管理に関する陳情について、討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

陳情第10号を採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は不採択です。 陳情第10号は、委員長報告のとおり決する ことにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、陳情第10号は委員長報告の とおり不採択とすることに決定しました。

これより討論に入ります。

陳情第11号 鳥取県内に放射性廃棄物の 最終処分場を建設させない議会決議のための 陳情書について、討論はありませんか。

議員(中尾理明)

はい。

議長 (川上守)

原案賛成の方の発言を許します。中尾理明 議員。

議員(中尾理明)

私は、陳情第11号 鳥取県内に放射性廃棄 物の最終処分場を建設させない議会決議のた めの陳情書に賛成であります。

放射線被害の影響は、一度発生すると半ば 永遠に続くと言われ、特別に危険なものであ る。日本は唯一の被爆国、ビキニ環礁の核実 験被害に見舞われた国である。これら被曝者 が放射線被害による後遺症に、今なお苦しん でいることはご存じのとおりであります。

原発で発生する長年蓄積した放射性廃棄物は、2011年3月11日起こった東日本大震災による福島第1原発の大爆発により、一挙に膨れ上がったと言えます。放射能が低減には10万年もの歳月が必要とされていますが、これら廃棄物を埋設するような地域は、地震列島日本のどこであれ安全に保管できるようなところはなく、むしろ地震などで被害が拡大する可能性さえあります。

私はこのような重大問題について、政府がどれだけ責任ある取組を進めているのか甚だ疑問であると思っています。この廃棄物処理の国民的理解が得られていないにもかかわらず、経済産業省は科学的特性マップなるものを全国に示していることに大きな問題を感じざるを得ません。

こんな中で、同省が進めている好ましい特性が確認される可能性があると推定される地域の中に、若桜町が含まれていることは極めて遺憾で憤りを禁じ得ません。若桜町として放射性廃棄物の言わば適地の可能性ありと名指しされたことに対して、相応の意思表示をする必要があると考えます。

その中身として、好ましい特性が確認される可能性が相対的に高い地域に名指しされた若桜町のみならず、1市9町は同一の立場であり、鳥取県内に放射性廃棄物処分場を建設することに反対するという表題をつけて決議することが望ましいと考えます。以上、陳情第11号に賛成する討論を終わります。

議長 (川上守)

ほかに討論はありませんか。

議員(山根政彦)

はい。

議長 (川上守)

原案反対の方の発言を許します。山根政彦 議員。

議員(山根政彦)

陳情第11号の原案について、反対の立場 で討論を行います。

陳情第12号にも関わる内容になりますが、 放射性廃棄物を生む原子力発電の停止に反対 する側として、エネルギー政策の転換は大き く望むものではありますが、多くを火力発電 に頼る国としてSDGsを達成するにも火力 発電を減らすことは急務でありますが、自然 エネルギーの推進もいまだ大きく進んでおり ません。

そんな中、原子力発電に頼ることは必須であると考えます。放射性廃棄物の処理は、最終処分場を建設させないと自ら判断するのではなく、各県、各市町村が同じ条件の中で同じテーブルに着き、話し合うことが大切だと考えます。よって、自ら建設をさせない議会決議のための陳情書には反対いたします。

議長 (川上守)

ほかに討論はありませんか。

議員(前住孝行)

はい。

議長 (川上守)

原案賛成の方の発言を許します。前住孝行 議員。

議員(前住孝行)

私は、陳情第11号 鳥取県内に放射性廃棄 物の最終処分場を建設させない議会決議のた めの陳情書について賛成の立場で討論します。

1987年、2006年にも同宣言の決議がなされています。もしこれが不採択になっ

て、他の市町村が全部採択になったときの若 桜町議会の真意が問われます。よって、この たびも賛成すべきだと考え、この陳情に賛成 します。

議長 (川上守)

ほかに討論はありませんか。

(討論なし)

これをもって討論を終結します。

陳情第11号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は不採択です。

陳情第11号は、委員長報告のとおり不採 択とすることに賛成の方は、ご起立お願いし ます。

(起立多数)

起立多数です。

したがって、陳情第11号は委員長報告の とおり不採択とすることに決定しました。

これより討論に入ります。

陳情第12号 放射性廃棄物を生む原子力 発電の停止を求める意見書提出に関する陳情 書について、討論はありませんか。

議員(中尾理明)

はい。

議長 (川上守)

原案賛成の方の発言を許します。中尾理明 議員。

議員 (中尾理明)

私は、陳情第12号 放射性廃棄物を生む原 子力発電の停止を求める意見書提出に関する 陳情書に賛成であります。

2011年3月11日、突如襲った東日本 大震災による福島第1原発の大爆発は、大量 の放射性物質を拡散し、周辺市町はいまだに 多くの住民が居住地から遠い地での生活を強 いられています。 こんな状態に目もくれず、東電はその放射性物質貯蔵のためのおびただしい数の汚染水タンクを設置し、それも限界だとして汚染水などを海に放出し、海洋汚染まで引き起こそうとしていることは大問題です。

放射能が低減するには10万年もの歳月が 必要だとされています。地震列島日本では、 停止中の原発を含め、福島第1原発のような 事故がどこで起きても不思議ではありません。 トイレのないアパートと言われる原子力発電 は停止させ、新たな電源となるエネルギーへ の転換、自然エネルギー、再生エネルギーを 最大限利用する方向への転換が求められてい ます。

再生エネルギーの潜在量は今の5倍もあるとする統計もあります。原発に固執するエネルギー政策は、危険な老朽原発の延命をしても、近い将来の新原発が必要になります。このような負の連鎖はやめさせなければなりません。

今こそ原発頼みのエネルギー政策を転換し、放射線の影響が一切なく、気候危機打開のためにも思い切った再生エネルギーへの転換が急務となっております。そういう観点で陳情第12号に賛成する討論を終わります。

議長(川上守)

ほかに討論はありませんか。

(討論なし)

これをもって討論を終結します。

陳情第12号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は不採択です。

陳情第12号は、委員長報告のとおり不採 択とすることに賛成の方は、ご起立をお願い します。

(起立多数)

起立多数です。

したがって、陳情第12号は委員長報告の とおり不採択とすることに決定しました。

日程第13

議員提出議案第5号若桜町議会委員会条例の一部を改正する条例の一部改正について、 議員提出議案第6号若桜町議会会議規則の 一部改正について、を一括して議題とします。 趣旨説明を求めます。青木一憲議員。

議員 (青木一憲)

議員提出議案第5号 若桜町議会委員会条例の一部を改正する条例の一部改正について。

別紙のとおり、若桜町議会委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正することについて、地方自治法第112条及び若桜町議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和3年12月17日提出。提出者、若桜 町議会議員青木一憲。賛成者、若桜町議会議 員小林誠、同じく梶原明、同じく山根政彦、 同じく山本晴隆、同じく川上守。

若桜町議会委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例。これは、本年3月定例会において可決された、若桜町議会委員会条例の一部を改正する条例について、今回さらに一部を改正するものでございます。

内容は、改正前の第2条を削除し、付則として、この条例は公布の日から施行するとしております。

続きまして、議員提出議案第6号 若桜町議会会議規則の一部改正について。

別紙のとおり、若桜町議会会議規則の一部を改正することについて、地方自治法第11 2条及び若桜町議会会議規則第14条の規定 により提出する。

令和3年12月17日提出。提出者、若桜 町議会議員青木一憲。 賛成者、若桜町議会議 員小林誠、同じく梶原明、同じく中尾理明、 同じく前住孝行、同じく山本安雄、同じく山 根政彦、同じく山本晴隆、同じく川上守。

若桜町議会会議規則の一部を改正する規則。 これは、標準町村議会会議規則が一部改正さ れたことに伴い、若桜町議会会議規則の一部 を改正するものであります。

内容は、次の表の改正前の欄に掲げる規定 を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正し、付則としてこの規則は公布 の日から施行するとしております。

以上でございます。ご審議のほどよろしく お願いいたします。

議長 (川上守)

これより質疑に入ります。 質疑は一括して行います。 質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論は区分して行います。

議員提出議案第5号 若桜町議会委員会条例の一部を改正する条例の一部改正について、 討論はありませんか。

議長 (川上守)

原案反対の方の発言を許します。中尾理明 議員。

議員(中尾理明)

この内容というのは、現在、若桜町議会では10名の議員全員、今1名欠員ですが、全員で構成する委員会、1つの委員会で活動しておるということでありますが、翌年といいますか、来年の3月に新しい議会ができるわけですけども、そこでも10名の委員、1委員会10名であるという内容だと思います。

議会は行政に対するチェック機能を果たすとともに、町政課題を議員間の十分な議論、熟議をすることにより、町民の多様な思い、意見を実現していく役割を果たさなければなりません。その実現可能性が高いのが2委員会制です。つまり2委員会が切磋琢磨し、それぞれ所管課題を深め、全協でさらに掘り下

げるというやり方です。

しかしながら、私は2020年1月の議会 改革調査特別委員会アンケートで持論を紹介 いたしましたが、そのときの懸念どおり1委 員会でスタートして以後、熟議や合議づくり に注力できたかと問われれば、残念ながらそ れが達成されたとは評価できません。また、 委員会中、意見がかみ合わなかったり、議論 が深まらないことが少なからずあり、委員会 運営上、少数意見を尊重するという民主主義 の基本も結果として軽視されたと言えば言い 過ぎでありましょうか。

これは委員長個人の資質などの問題ではなく、多数の委員会構成に構造的な問題があると考えます。一言で言うと、委員会の課題は限りなく広く、極めて浅い議論になりかねないということです。

そして2年近く続けてきた議員全員を構成とする委員会体制運営の問題と並行して、この間、問われてきたのが、今や法的にも位置づけられ、役割が高められた全員協議会と委員会との関係です。実態は、月例の委員会は予定通り開催され、委員会所管、つまり全部の課と教育委員会の課題について審議していることから、大方の議案等の審議は委員会止まりになる傾向が強く、相対的に全員協議会の存在感が失われてきていると言っても過言ではありません。1委員会の弊害はここにも表れているのではないでしょうか。

冒頭に2委員会制の優位性について触れましたが、1委員会以前の2委員会、各5人体制ではどうだったでしょうか。第1にそれぞれの担当する所管課題を少人数で熟議でき、少人数だからこそ、発言も自由に何度でも発言でき、課題解決に向かって密度の濃い議論ができる、別の言い方をすれば小回りが効く運営の可能性が1委員会より優れていると考えます。

第2に行政へのチェック機能は発揮しやす いと考えます。以前の2委員会のときの実際 の議会運営を振り返ると、まず、全員協議会 で委員会からそれぞれ定例会前に行われた議 案等の審査報告を受けた後、全員が両委員会 の報告について意見交換しました。

そして、さらに定例会で議案が上程された 後、再度全協で各課・教育委員会から該当す る議案等の詳細説明を受け、最終的な質疑及 び議員間の意見交換を行うことによって、各 議員の個人の議案等への認識を高めるという、 すこぶる濃密な議会運営ができていたと考え ます。

しかるに現在の9人の委員会、条例が改正されたなら10人の委員会体制がこのまま継続すれば、また重みのない議会運営を繰り返す恐れがあり、それは避けるべきであると考えます。したがって以上の理由により本条例案に反対するものであります。

議長 (川上守)

ほかに討論はありませんか。

議員(山根政彦)

はい。

議長 (川上守)

賛成、反対。

議員(山根政彦)

賛成。

議長 (川上守)

次に、原案賛成の方の発言を許します。山 根政彦議員。

議員(山根政彦)

議員提出議案第5号 若桜町議会委員会条例の一部を改正する条例の一部改正について、 賛成の立場で討論を行います。

議会の役割と機能というものは、住民の代表として執行部機関を監視する機能、また、

自ら政策を立案する機能があるわけですが、 これらを発揮する上で、常任委員会の役割は 大きいというふうに思います。

その中でも自ら政策を立案する機能は、現 在の若桜町議会は少し弱いと感じております。 政策を立案する方法としてはいろいろ考えら れますが、議員個々での政策立案、また、委 員会で協議を重ね、議会の総意のもと、行う 政策立案があるというふうに思います。

これらを比べると、やはり後者のほうが実 現性が高いと思いますし、また、さらに実行 性を高めていくためには1人でも多くの専門 的知識を持つ委員がいたほうがいいというふ うに考えます。若桜町議会が政策立案能力を 高めていくためには、全議員参加の1委員会 がいいと考えます。

また、常任委員会を1つにすることは、人口減少社会の到来を踏まえた地域の実情に応じた効果的な議会機能の1つだというふうに考えます。よって、議員提出議案第5号について賛成いたします。

議長 (川上守)

ほかに討論ありませんか。

議員(前住孝行)

はい。

議長 (川上守)

賛成、反対。

議員(前住孝行)

反対です。

議長 (川上守)

原案反対の方の発言を許します。前住孝行 議員。

議員(前住孝行)

私は、議員提出議案第5号 若桜町議会委員

会条例の一部を改正する条例の一部改正について、反対の立場で討論いたします。

理由といたしましては、1委員会になり、 町行政全般が所管となり、広く深く審議する というのには限界がありました。例えば議会 の考えるウィズコロナ社会での観光施策の方 向性を検討してはと委員会に提案しましたが、 意見をまとめて提言につながってはいません。

2委員会に戻して、より小回りの効く5人 で深い審議も必要だと考えます。

また、このたびの補正予算の審議も事前審査に当たると言われても仕方ない状況です。これも1委員会になった弊害の1つでもあります。新しい議会になってから従来の2委員会を審議されればよいと思いますので、この議案に反対します。

議長 (川上守)

ほかに討論はありませんか。

議員 (梶原明)

はい。

議長 (川上守)

賛成、反対。

議員 (梶原明)

賛成。

議長 (川上守)

次に、原案賛成の方の発言を許します。梶 原明議員。

議員 (梶原明)

議会議員提出議案第5号 若桜町議会委員 会条例の一部改正について、賛成の討論をさ せていただきます。

2委員会で運営していたときには聞いている、聞いてないというような内容もありましたし、1委員会であればそういうこともなく、

全員で同一の情報を共有し協議することができると考えます。また、執行部からの情報や報告なども同一のため、情報の整合性も高まり、議会運営の効率を高めることができると考えるため、賛成いたします。以上です。

議長 (川上守)

ほかに討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議員提出議案第5号 若桜町議会委員会条 例の一部を改正する条例の一部改正について、 を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の 方はご起立お願いします。

(起立多数)

起立多数です。

したがって、議員提出議案第5号は原案の とおり可決されました。

これより討論に入ります。

議員提出議案第6号 若桜町議会会議規則の一部改正について 討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議員提出議案第6号 若桜町議会会議規則の一部改正について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議 ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第6号は原案の とおり可決されました。

日程第14

「閉会中の継続調査」について、を議題とします。

総務産業教育民生常任委員会及び議会運営

員会並びに各特別委員会から、会議規則第7 5条の規定により、お手元に配布をしました 申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出が あります。

お諮りします。

各委員会申出のとおり、閉会中の継続調査 とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、各委員会から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。 会議を閉じます。

令和3年第7回若桜町議会定例会を閉会します。ご苦労さまでした。

午前11時19分 閉 会